

『イングランド国民のための第一弁護論』における自由と隷従¹

(i) 『第一弁護論』と、²サルマシウスの『チャールズ一世弁護論』

独立派中心の残部議会により、国王の処刑が決定され、チャールズ一世(1600-49)は1649年1月30日に処刑された。処刑後の言論界における国王派の反撃はすばやかだった。処刑後4ヶ月にして、フランスの学者サルマシウス(1588-1653)がラテン語で『チャールズ一世弁護論』を出版する。³サルマシウスは、いわゆる「王権神授説」の立場から、⁴「国王はそもそも神の承認を受けて統治の首位権・主権をもっている。それゆえ国民はこれに服従する義務がある」という主張を展開する。⁵そして、国王を断罪した革命政府の為政者たちと、その支持者たちを、「狂犬」、「反逆者、盗賊、暗殺者、殺人鬼」、⁶「神をも恐れぬ瀆神の輩」といって非難する。⁷

これをうけて、共和政府の要望でジョン・ミルトン(1608-74)は、1651年2月、『第一弁護論』を出版する。その中においてミルトンは、「国王といえども、それが暴君であれば国民に服従の義務はない。暴君を廃位するのは、自由人としての国民に固有の権利〔=suo jure〕である。それは瀆神の行為であるどころか、神により承認された行為なのである」という論理を展開する。⁸そして、『チャールズ一世弁護論』は「全世界の国民の自由を破滅させる暴政擁護論」と規定し、⁹サルマシウス及びサルマシウスと見解を同じくするものたちを「骨の髄まで奴隷根性のしみこんだものたち」として一喝する。¹⁰

自分が擁護する「イングランド国民」を「自由人」と呼び、サルマシウスの陣営を「奴隷」と呼ぶミルトンの姿勢は『第一弁護論』全体を貫いて終始変わらぬものである。そして、「自由人」と「奴隷」、「自由」と「隷従」はさまざまなヴァリエーションの中で対立する一組の概念として姿を

¹ この論文は1988年10月29日、同志社女子大学に於いて開催された、「日本ミルトン・センター」主催による「第14回研究発表大会」のシンポジウム「ミルトンと政治」における論者の発表、「『イングランド国民のための第一弁護論』における自由と隷従」に加筆・訂正したものである。

² 出版タイトルは、*Pro Populo Anglicano Defensio*、すなわち『イングランド国民のための弁護論』であるが、次に書かれた、*Pro Populo Anglicano Defensio Secunda*, (1654)と区別するため通称『イングランド国民のための第一弁護論』と呼ばれる。以下、『第一弁護論』と略す。

³ 新井明訳『楽園の喪失』大修館書店、1978年の解説p.364による。以下『楽園の喪失』の日本語訳はすべてこの書による。

⁴ *Complete Prose Works of John Milton*, 8vols. ed. Merritt Y. Hughes, (New Haven, 1966), vol. IV, p.293. 以下『散文全集』と呼ぶ。

⁵ ここではFrank A. Patterson (gen. ed.), *The Works of John Milton*, 18vols. (New York, Columbia University Press, 1931-1938), vol.VIIを底本とする。日本語訳は野呂。便宜上ページ数はラテン語ではなく、Samuel Lee Wolffによる英語訳のページ数をあげておく。p.71 et al.

⁶ *Ibid.*, p.159, p.553 et al.

⁷ *Ibid.*, p.41.

⁸ *Ibid.*, p.97.

⁹ *Ibid.*, p.19.

¹⁰ *Ibid.*, p.59.

野呂有子「『イングランド国民のための第一弁護論』における自由と隷従」『東京成徳短期大学紀要』第22号(1989)51-58.

あらかず。いくつか例をあげてみよう。

かりに、隷従が雄弁であるのに自由が沈黙だとしたら、また、暴君を弁護するものがあるのに、暴君を征服する側には擁護者がいないとしたら……。¹¹

キリストは御みずから奴隷となられたが、それはわれわれを自由の人とするためであって、奴隷の身におとしめるためではなかったのである。¹²

それでは、『第一弁護論』においては「自由」と「隷従」とはいかなる意味合いをもっているのだろうか。「神が承認する」、「イングランド国民」の行いと「自由」とはどのような関わりがあるのか。サルマシウスはなぜ「骨の髄まで奴隷根性のしみこんだもの」と罵倒されなくてはならないのか。その理由を明らかにしてゆくのが本稿の試みである。

(ii) 『第一弁護論』における「国民」

さてここでわれわれが念頭においておかなければならぬことがひとつある。それはミルトンが国家統治の問題を論ずるにあたり、鍵語 [=key words] となるいくつかの語を倫理的に定義している、ということである。主たる鍵語として、国民 [=populus]、国王 [=rex]、王政 [=regnum]、法、権利、権限 [=jus] などがあげられよう。

まずミルトンにとって「国民」とは必ずしも国家の構成要員すべてを無条件に指す語ではない。

われわれは階級・身分を問わず、あらゆる市民を国民とみなすのであります。そしてわれわれは、〔国民の粹を集めた〕国民議会に最高の権威をおくわけであります。そこでは主だった人びとは、国民の一部分を代表するものとして議決する権限を合法的に認められているのであります。それは過去とはちがって、自分たち自身の利益のためではなく、主だった人びとを推挙して代表とした〔自由なる〕共同体の福祉のためなのであります。¹³

ミルトンは上記のように述べて、従来の王侯・貴族・平民などの区別だてと「国民」の定義との関わりを否定する。そしてまたその一方で、

イングランド〔国民〕は……武装した敵と戦ってうち勝ただけでなく、烏合の衆の迷信的な謬見という内なる敵とも戦ってうち勝ち、さらにあまねく子孫のために解放者なる名を獲得したのであります。他の国家では英雄の特質たる雅量によってのみ可能だと考えられる企てに、国民が一同となつてあえて取り組み、成し遂げてきたのであります。¹⁴

と述べて、「国民」と「烏合の衆 [=vulgus]」とを区別するのである。このように見てくると

¹¹ *Ibid.*, p.11.

¹² *Ibid.*, p.155.

¹³ *Ibid.*, p.391.

¹⁴ *Ibid.*, p.336.

野呂有子「『イングランド国民のための第一弁護論』における自由と隷従」『東京成徳短期大学紀要』第22号(1989)51-58.

議員のうちでもより健全なる人びとは、自分たちのみならずコモン・ウェルスまでもが裏切られたと知って、勇猛果敢にして国家に変らぬ忠誠を誓う軍隊の援助を求めたのであります。¹⁵

というとき、ミルトンは「より健全なる人びと」の集会をもってして、「国民」全体の意志を代表しようと考えているように思われる。¹⁶「国民」とは「烏合の衆」とは一線を画す存在なのである。さらに、『第一弁護論』における「国民」とは「個」としての国民一人ひとりを指すのではないことも、つけ加えておかななくてはならない。ミルトンは「個」としての国民を「私人としての市民〔=privatus〕」と呼んでおり、¹⁷ 公的集団としての「国民」とは厳密に区別している。その一例をあげておく。

伝道者は賢明にもこの箇所では、私人としての市民が国王と争うことの愚を戒めているのだといえよう。……だが、だからどうだというのであるか。貴族も、他の為政者すべても、全国民も、国王がご乱心あそばすときに、あえて口を開かざるべし、というのであるか。¹⁸

こうした定義にもとづいてミルトンは、「イングランド国民」を「わが国の解放者」、「自由の闘士」として称える。「イングランド国民」は戦場においてチャールズ一世を打ち破り、「烏合の衆」の「迷信的謬見に惑わされることなく」裁きの場においてチャールズ一世を「法」にもとづいて有罪とし、そして処刑したのである。そして「英雄の特質たる雅量によってのみ可能だと考えられる企て」に「一丸となって」とりくんだ「イングランド国民」は英雄に比すべきものとしてとらえられている。

(iii) 『第一弁護論』における「国王」

「国王」という語もまた「暴君〔=tyrannus〕」とは厳密に区別されるべき語として扱われている。

なぜなら暴君は、芝居に出てくる国王と同様亡霊もしくは仮面にすぎないのであり、
真実の国王ではないからであります。¹⁹

そしてペテロが、なぜ「神のゆえに〔国王に〕従え」というのかといえ、²⁰

それは国王も総督もともに、悪を行うものを罰し、善を行うものをほめるようにと、神により任命されているからである。²¹

¹⁵ *Ibid.*, p.332.

¹⁶ 『散文全集』第4巻291-292ページ。

¹⁷ *Ibid.*, p.160 et al.

¹⁸ *Ibid.*, p.83.

¹⁹ *Ibid.*, p.17.

²⁰ 「第一ペテロ書」第2章13節

²¹ *Op. cit.*, p.163.

野呂有子「『イングランド国民のための第一弁護論』における自由と隷従」『東京成徳短期大学紀要』第22号(1989)51-58.

ミルトンはこのペテロの命令が「理に^{かな}適った」ものであると認め、²² 国民はここに定義されているような統治者にのみ従う義務があり、それ以外の統治者に従う義務はないと断じる。そして、

そなた〔＝サルマシウス〕は「国民が国王に反逆することはありえても、国王が国民に反逆することはありえない」という。だが、国王とは国民のためにのみ存在するのであって、国民が国王のために存在するのではないのであります。²³

と述べて、国民があつてこそその国王であると強調し、サルマシウスの考えは「理性にまっこうから対立する」ものであるという。²⁴ 一方、暴君については、

……まず暴君を定義するといたしましょう。烏合の衆の憶測にのっとりではなく、アリストテレスと博識賢明なる人びとすべての見解に従えば、暴君とは私利私欲にのみ関心があり、国民の福祉と利益は捨ててかえりみぬ人物をさすのであります。²⁵

という。そして国家の起源についてミルトンはつぎのように述べる。

人びとはそもそもの初めに、すなわち国王を選び出すよりも以前に、たがいを守るために知恵と力を結集したのでありますが、それはまさに〔自然の〕法〔＝権利〕にもとづいて、全人類に共通の安寧と平和と自由を保持するために、単数もしくは複数の人物を任命して、その他の人びとを統治させたのであります。²⁶

すなわち「国王」とは「国民の自由を保持し、公共の福祉」を最優先させる人物を指すのであるが、「暴君」とは国王としての務めをないがしろにして、欲望のままに「私利私欲に走る」人物をさす。そもそも国王とは「国民の意志と推挙とによって選出された」、²⁷ 「為政者のひとり」にすぎない、とミルトンは考える。すなわちミルトンにとっては「国民」が公的集団としての意味を有する語であったと同様、「国王」もまた公的使命を「国民」より委嘱された、為政者の呼称のひとつを意味する語となっているわけである。

そして、「国王」が「公共の福祉と自由の保持」のために「王権」を行使することが「法にのっとり、合法的な」行為であるのに対し、²⁸「暴君」が「私利私欲」に走り、「国民の自由」をかえりみず、「放縦」によって「したい放題」をするのは「超法規的逸脱」の行為なのである。²⁹ 「国王」が「法」に従って統治する形態が「王政」であるなら、「暴君」が「法」に従わずに、超法規的に欲望のまま行うのが「暴政〔＝tyrannis〕」なのである。³⁰

²² *Loc. cit.*

²³ *Ibid.*, p.388.

²⁴ *Ibid.*, p.529.

²⁵ *Ibid.*, p.517.

²⁶ *Ibid.*, p.273.

²⁷ *Ibid.*, p.209.

²⁸ *Ibid.*, p.89.

²⁹ *Ibid.*, p.97.

³⁰ *Ibid.*, p.90.

チャールズ一世は「国王」の務めを忘れ、「法」をないがしろにした「暴君」だったとミルトンはいう。³¹ それゆえ、サルマシウスがチャールズ一世を弁護して、「国王は神の承認を受けているのであるから、したい放題をする権利がある。それが王権というものだ」と主張するとき、これはミルトンにとっては常軌を逸した暴論とうつつるのである。なぜなら、「したい放題をする」のは「国王」ではなく「暴君」であるし、それは「権利」などではなく、「放縦」であり、そのようなことを「神が承認するはずがない」からである。³² ミルトンにとってはサルマシウスの議論は「自由国家の自由人」の発想からは決して生じ得ぬ、³³ 「奴隷のうちでもきわめて卑しきものでも一蹴する」議論とうつつるのである。³⁴

そもそも自由とは神によりあたえられたものである、とミルトンは主張する。

われわれの自由はカイザルのものではなく、生まれながらにして神より賜った贈り物なのであります。カイザルからあたえられもしなかった自由をみすみすみカイザルに引き渡すがごときは、愚劣このうえなき所業しわざであり、そもそもの人の創造にかんがみて、至極しごくふさわしからぬ所業かんばせであります。人の「顔」と容貌とを眼を凝らして見つめ、どなたの似姿イマゴがそこに見い出されるかと問えば、だれもが即座に「神の似姿イマゴ」と答えるにちがいません。それゆえわれわれは神ご自身のものであり、真実の意味で自由であり、ただ神からだけ賜った存在なのでありますから、たんなる人にすぎず、ましてや、不法で不信心で暴君であるカイザルなどに、自分自身を奴隷として売り渡すなどということをおわれわれがすれば、必ずやそれは、邪悪このうえなき瀆神の所業となるのであります。³⁵

「神の似姿イマゴ」をかたどってつくられた「人類」に神は「生まれながらに」「自由をあたえたもうた」のであり、「たまものとして理性をあたえた」。³⁶ さらに神はこの「たまものたる理性」をよりどころとして「国民が国家統治の形態を選択する権利があること」を承認している。サルマシウスは王権神授説の根拠のひとつとして「申命記」第17章15節の「あなたの神、主の選ぶものを、必ずあなたのうえに王として立てなければならぬ」という一文を取りあげる。³⁷ これにたいしてミルトンは、その直前の14節からあらためて20節までをきちんと読みかえすという作業を経たうえでつぎのように主張する。

「あなたの神、主があなたにあたえようとしておられる地には行って、あなたが『まわりのすべての国ぐにと同じく、わたくしも自分のうえに王を立てたい』というなら。」この一節をすべての人が熟慮してくれたならば、とねがう。というのもこの箇所、全国家ならびに全国民が自分たちの統治形態を自由に選び、また、統治形態を望みどおりの形にかえる権限を持っている、ということをお神ご自身が証言しておられるからであります。……神ご自身は共和政体を設置したのであります。君主政体のほうはず

³¹ *Ibid.*, p.517

³² *Ibid.*, p.23.

³³ *Ibid.*, p.71.

³⁴ *Ibid.*, p.11

³⁵ *Ibid.*, p.151-153.

³⁶ *Ibid.*, p.11.

³⁷ *Ibid.*, p.131.

っと後になって執拗に請願されて不本意ながら認可されたのであります。神はまたひとりの人間が統治する形態と複数人間が統治する形態のどちらを選ぶかについて、その選択権は国民の側にあるのだということを明らかにするために、その君主政体が正しいと仮定したうえで、ひとりの君主をただちに望むならば、将来の君主すなわち国王に対する法を定めて、それによって、「自分のために馬や妻や金銀をふやすこと」を国王に禁じたのであります。これは、国王といえども法を離れては、他のなんびとにも権利を行使することはできない。また自分自身にかんしてもいかなる決定もできない、ということを経験させるためでありました。ですから、国王は自分自身の手で「律法のみ教え」すべてを書き写し、それが済んだら「国王の心が自分の同胞のうえに高ぶることがないように〔これらの法律を〕守り行う」と命じられました。このことから、国民と同様に国王も法を守らねばならないことは明白であります。³⁸

すなわちミルトンによれば、「イングランド国民は」「神がたまものとして人類にあたえた理性」をよりどころとして、イングランドを「暴君の圧制」から解放し、「暴政に変質した王政」という統治形態を捨てて、³⁹ コモン・ウェルスという統治形態を選びとったのである。また神は、国王が「人としてののりを超えて同胞のうえに高上りすることを許さず」、「国王も国民もともに同じ法に従うこと」を命じた、とする。なぜなら「国王とはそもそも国民の意志と推挙とにより、国民のうちから選出された」人物なのであり、⁴⁰ 「国王の権限〔=王権〕」とは自由を保持し、国民の福祉を促進するために「国民より委譲されたものだからである。⁴¹

(iv) 『第一弁護論』における「契約」

だが、国王が王権を濫用して私利私欲に走るならば、かれはもはや「国王」ではなく「暴君」なのである。従って国民はもはやこれに服従する義務はない。暴君に従うことは「服従」ではなく「隷従」だからである。

そしてそれでもなお、パウロの手紙は、国家全体の統治の理念、起源、そして目的をめぐって明らかに指し示しているといえましょう。そしてまたわれわれが、服従するさいに拠って立つべき基礎は、⁴² 眞実と理性とに支えられたものであり、隷従とは似ても似つかぬものであることをいっそう明確に明示しているのであります。

さらにミルトンは、つぎのように述べている。

かりに多くの国王がしかるべき手続きをふむことなく「王冠を授かり」、したがって誓約することなく統治するというなら、同様のことが国民についてもいえるのであります。なぜなら大多数の国民は決して服従すると誓約したわけではないからであります。かりに国王が誓約によって縛られることがないというなら、国民だとして同様であります。そ

³⁸ *Ibid.*, pp.75-77.

³⁹ *Ibid.*, p.89.

⁴⁰ *Ibid.*, p.209.

⁴¹ *Ibid.*, p.91.

⁴² *Ibid.*, p.165.

野呂有子「『イングランド国民のための第一弁護論』における自由と隷従」『東京成徳短期大学紀要』第22号(1989)51-58.

れに、国民の一部の、誓約をした人びとというのは、国王にのみ誓約をしたというわけではなく、国王とそして法にたいしても誓約したのであります。その法にのっとって国王は王位についたのでありますし、国王にたいして誓約したといっても、それはあくまでも国王が「一般の国民」すなわち、共同体もしくは下院議院が「決定すべき」法にしたがって行動するかぎりにおいてなのであります。⁴³

上記引用から明らかなようにミルトンは、国王と国民のあいだに相互を束縛する契約関係があると主張している。⁴⁴

そしてこれはミルトンが『離婚の理論と実践』(1643)において確立した契約の概念に通ずるものである。以下、この問題にかんして新井明氏の述べているところを引用する。

ミルトンの離婚論の特色は、結婚を、神と人との契約の具体的なかたちと把握したことにある。(しかしミルトンは、形骸化して、人間の自由意志を束縛する方向に働く契約思想、つまり結婚は神との契約なるがゆえに、いかなる理由があってもこれを解消してはならないという考え方に反対であった。彼はこれにたいして、契約という考え方の根本に立ち返って、その真の意味を問う努力をしている。)この契約という概念は、きわめてヘブライ的な概念であり……、契約が成立すると当事者間の敵対関係はとり除かれた。それは当事者双方を制約する相互束縛・相互信頼の倫理であり、双方の平和(*shalon*)関係を確保するための生活の知恵でもあった。神と個人との人格関係も契約の関係とみなされた。こうして契約は元来旧約的な概念なのであるが、十七世紀前半において、ピューリタン神学の核心的な概念にまでのし上がる。……神との新しい契約関係に立つことをえたという自覚は、ピューリタンたちに、国教会の支配体制(儀式的エートス)の桎梏をだして自律的に生きる、その理論的バネとロゴスの基盤を与えた。ミルトンが結婚を、相互束縛的な契約関係—つまり一方がそれを破れば、契約関係そのものが崩れるという関係—と捉えたことも、十七世紀におけるピューリタン側の契約神学の成立という事態を背景にして考える必要がある。⁴⁵

ひとことつけ加えておけば、『第一弁護論』には『離婚の理論と実践』から一步すすんだ契約概念をわれわれは見出すことができる。それは『離婚論』においてミルトンが扱ったのは「結婚」という個と個の対一の関係におけるいわば私的な契約関係であった。それにたいし、『第一弁護論』においては「国家統治」という為政者と国民との公的な関係、契約は、公的集団としての「国民」と、やは公共の福祉という公的使命を委嘱された公人としての「国王」との間にかわされる相互束縛の契約である、ということである。ここに、われわれは個から集団へ、私人から公人へ、というミルトンの思想の広がりを見出すことができる。

この点について、トマス・ホブズ(1588-1679)の『リヴァイアサン』(1651)が「国家設立の信約は、各人と各人との信約であって、決して」為政者と「人民との間の信約ではない……。」むしろ為政者は「各人と各人との信約による一方的な授権のうえに成立するのであり、それゆえ各臣民は最初の信約によって」為政者に「服従すべく義務づけられているが」為政者は「臣民に

⁴³ *Ibid.*, p.539.

⁴⁴ 『散文全集』第4巻 293-294 ページ。

⁴⁵ 「『樂園喪失』と離婚論」、『ミルトン研究』十七世紀英文学研究会編 金星堂 1974年 20-21 ページ。

野呂有子「『イングランド国民のための第一弁護論』における自由と隷従」『東京成徳短期大学紀要』第22号(1989)51-58.

たいしていかなる契約上の義務を負うものでもない」としているのは、⁴⁶ 同じ「契約」という言葉ではあっても、その内包するところが大いに異なっているといえよう。ミルトンの「契約」からは当然の帰結として「抵抗権」が正当化されるが、ホッブスの場合には「抵抗権」は否定されるのである。

(v) 『第一弁護論』における「法」

だが、この国王と国民のあいだにかわされる「統治契約」はきわめてミルトンの的である。その理由を説明するには、新ためて「法」なる語がミルトンにとってはいかなる概念を意味していたかを見てゆかなくてはならない。

サルマシウスが「いかなる法によってイングランドのくずどもは国王を裁き処刑したのか」と問うとき、サルマシウスは既成の成文法をさして「法」といつている。⁴⁷ それに答えて対してミルトンが「^{コキン・ウエルス}国家の福祉のために存するものは正義と公正であるということを主張する神と自然の法によって」と答えるとき、⁴⁸ それは必ずしも既成の成文法をさしていないことは、「これはいにしへの賢者がそなたのごとき人びとにあたえた答えである」というすぐ次の文からも容易に察することができよう。そしてそれは、「他のものすべてを罰するのと同じ法」なのである。⁴⁹ なぜならば、「人はすべて平等に法に服従する」からである。⁵⁰

そして、彼は断ずる。

人が、法律条文の形式に拘泥し字義にのみこだわり、正義をかえりみずにいるとき、また成文法をはなはだしく狡猾に悪意をもって解釈するとき、⁵¹

「法を不法といいくるめる」ようなことがあるが、

すべての法 [=jus] は正義 [=justitia] の泉から湧き出ているのでありますから……。成文法にもせよ、不文法にもせよ、法が不法になるはずがありませんか。⁵²

と断ずる。ミルトンはここで「法」と「正義」の関係をその根源にたちかえって問い直し、倫理的な側面から「法」の規定に迫っている。

かりにある法律なり、制度なりが神の法もしくは自然法、あるいは^{ラティオ}理性に反するものだとするならば、それは法として有効とは考えられないのであります。それゆえそなた [=サルマシウス] が、たまたまわが国の法律条文なり条項なりの中に、暴君の^{ミコル}権力を王権に帰すべしとするものをうまい具合に見つけたとしても、それは神のみ^{ミコル}意志と自然と^{ラティオ}理性に反しているのでありますから、わたくしがすでに引用しました、かの普遍的にし

⁴⁶ 藤原保信・佐藤正志『ホッブス リヴァイアサン』 有斐閣 1978年 93ページ。

⁴⁷ 『散文全集』第4巻 318ページ。

⁴⁸ *Op. cit.*, pp.31—33.

⁴⁹ *Ibid.*, p.79.

⁵⁰ *Ibid.*, p.209.

⁵¹ *Ibid.*, p.95.

⁵² *Loc. cit.*

野呂有子「『イングランド国民のための第一弁護論』における自由と隷従」『東京成徳短期大学紀要』第22号(1989)51-58.

て第一義たる法によってわれわれのうちにおいては排斥され、空虚で無効なものとなることを知っておくがよからう。⁵³

すなわち、ミルトンにとって成文法のかたちをしていても悪法は「法」とは認められないのであり、それは「神の法」、「自然の法」、そして「理性」^{ラティオ}にのっとったものとは認められないということになる。「法こそが最高にして究極の権威である」というミルトンは「神の法」、⁵⁴「自然の法」にもとづいて議論を展開するが、「神の法」と「自然の法」は究極的には同一であり、「神の法」によって証^{あかし}できることは自然の法によっても証できる」と結論づけるに到る。⁵⁵ サルマシウスも認めるごとく「自然法とは万人の精神に植えつけられた理性」であり、⁵⁶ また、キケロが『ピリッピカ・第一』でいっているように「法は正しき理性に他ならず、神意より出て、正しきことを定め、悪しきことを禁ずるのである。」⁵⁷

じじつこれらはふたつながらに、かの真^{まこと}実の国王の法 [=Lex Regia]、かのエドワード王の真実の国王の法であり、それと同様、わたくしが以前に言及した、わが国の法の中の根源的にして至高の法なのであります。そしてそれにもとづけば神の法と理性の法とに反するものはすべて法とは認められ得ず、それはちょうど暴君が国王とは認められない、悪魔のしもべが神のしもべとは認められないのと同様なのであります。それゆえ、法とは正しき理性に他ならないのでありますから、われわれが国王すなわち神のしもべに服従する義務があるというなら、まさにその理由と法とにもとづいて、われわれは暴君すなわち悪魔のしもべに抵抗する義務があるわけでありませう。⁵⁸

「法とは正しき理性に他ならない」ということばから明らかなように、ミルトンにとって「法」とはきわめて倫理的色彩の強い概念となっている。「正しき理性たる法」とは「歴史」を「神の救済史」とみるピューリタン神学の立場にたつミルトンにとっては、⁵⁹ その「歴史」のなかで「蓄積された倫理的理念」の総体を意味していたといえるかもしれない。⁶⁰ そしてそれは必ずしも既成の成文法をさすものではない。

(vi) 『第一弁護論』における「正しき理性」^{レクタ・ラティオ}

ミルトンにとって「正しき理性」なる語がいかなる意味を持っていたかを手短^{てみじか}に知るために、再び新井明氏のことばを引用する。

⁵³ *Ibid.*, p.427.

⁵⁴ *Ibid.*, p.169.

⁵⁵ *Ibid.*, p.445.

⁵⁶ *Ibid.*, p.269.

⁵⁷ *Ibid.*, p.169

⁵⁸ *Ibid.*, p.445.

⁵⁹ 新井明 26 ページ。

⁶⁰ 『ホッブス リヴァイアサン』 170 ページ。

野呂有子「『イングランド国民のための第一弁護論』における自由と隷従」『東京成徳短期大学紀要』第22号(1989)51-58.

離婚論争期のミルトンをそれ以前の彼から区別する点の一つは、この時期の彼が「正しき理性」(recta ratio)への確信に生きはじめたという点である。本来プラトンに遡れるこのことばを、ミルトンは、神と人との契約関係(つまり人格関係)に立ち帰ったものに示される「神の声」「神の像」^{イデア}の意味で用いたのである。つまり神のことばに生きる自律性の基盤をこのことばに求めた。この考え方は、長老派の立場から教会論を執筆した時期のミルトンにはみられなかったものである。「正しき理性」は、長老派から手を切つて、契約神学に拠ることができるようになったミルトンが、行動の基盤とした概念であった、といえる。⁶¹

さてミルトンは『第一弁護論』においては「法すなわち正しき理性」^{レクタ・ラティオ}をよりどころとして「国民」と「烏合の衆」を区別し、「王政」と「暴政」、「合法性」と「超法規的逸脱」とを峻別しているのである。そして「法すなわち正しき理性」をよりどころとして「国民」が国家の統治形態を選びとり、為政者を選出し、必要な場合には「国王」を選出し、また必要な場合には「暴君」を廃位させる権利がある、という理念を展開しているのは、すでに見てきたとおりである。さらに「法すなわち正しき理性」^{レクタ・ラティオ}をよりどころとした相互束縛的な契約によって「国王」と「国民」の関係を規定しているのである。

そしてこのことは、ミルトンの思想の発展をあとづける作業においてもきわめて興味深い。なぜなら、言論の自由を主張した『アレオパジティカ』(1645)において、ミルトンは、以下のように述べている。

「神は人^{アダム}に理性をあたえたとき、選びとる自由をあたえたのである。というのも理性とは選びとることに他ならないからである。⁶²

また、次のようにも規定している。

善の知識と悪の知識とを選びわけて……真によきものを選ぶことのできる人こそ、真実の戦うキリスト教徒である。⁶³

さらに『楽園の喪失』(1667)においては、人類の始祖アダムは、

きよき理性をさずけられて、全身を直立させ、
しづかなるひたいをまっ直ぐにもちあげて、
みずからを知りつつ、他を治める、
ゆえに寛やかなる心をもって天と交わり、
しかもその善の由来を知って謝し、
それに向かつて、心と声と目とをそそぎ、
あらゆる被造物のなかでかれを主要たる作と
据えもうた、いと高き神をあがめまつる。(PL. VII. 508-514)

⁶¹ 新井明 23 ページ。

⁶² *The works of John Milton*, vol.IV p,319.

⁶³ *Ibid.*, p.311.

野呂有子「『イングランド国民のための第一弁護論』における自由と隷従」『東京成徳短期大学紀要』第22号(1989)51-58.

と詠われ、神の戦士ミカエルは、

自由は正しき理性と結びあっているもので理性と分かれて存在できるものではない。
(PL. XII. 84-85)

と述べ、また神みずからがサタンとその一党とを

理性をおのが律法とし、正しき理性をおのが律法とすることを拒むもの
(PL. VI. 40-41)

と呼ぶのである。

年代的にこのふたつの作品のあいだに位置する『第一弁護論』(1651)においても自由の概念はやはり、選択の概念・正しき理性の概念と分かちがたく結びつけられて、国家統治の理念、国民の権利、国王の権限、法のありようを規定するさいに、その核となっているのである。

(vii) 結論

『第一弁護論』における「自由」とは「公的集団」としての「国民」が「神のたまものたる正しき理性をよりどころとして」、「統治形態を選びとおり」、必要な場合には「ふさわしき人物を国王として選び出す」ことであり、「国王」が「法」にそむいて「暴政」に走る場合には、これを廃位することなのである。

これとは逆に「神のたまものたる正しき理性」を用いず、「選びとること」をせず、「国王」も「暴君」も、「国民」も「烏合の衆」も、「王政」も「暴政」も、「合法性」も「超法規的逸脱」も、「法」も「悪法」も、みなごちゃまぜのままにしておいて、「国王は神の承認を受けている」ということばの真実の意味も究めようともせず、「ただ字義にのみ拘泥し」、既成の統治形態や法律を無批判に受け入れ、「迷信的謬見」を無条件に受け入れ、「国王は法に拘束されることはない。それが王権といったものである」といって「暴君」の「超法規的逸脱」に意い諾抱くとして従うことが従属なのである。そして、この既成の形態を神の名をかたって権威づけ、全人類を隷従へと追いやることは、神をも恐れぬ瀆神の行為なのである。

以上述べてきたことを図示すると次頁のようになる。

野呂有子「『イングランド国民のための第一弁護論』における自由と隷従」『東京成徳短期大学紀要』第22号(1989)51-58.

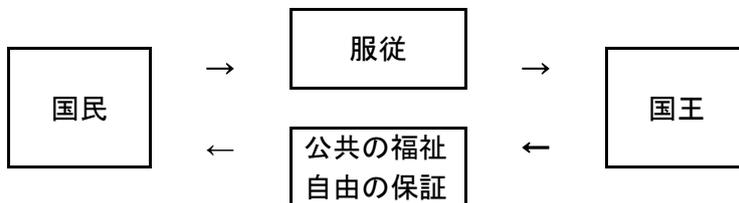
①

recta ratio が有る状態	recta ratio が無い状態
国民 (populus)	烏合の衆 (vulgus)※
国王 (rex)	暴君 (tyrannus)
法、権利 (jus, lex)	逸脱、放縦 (licentia)
王権 (lex regia)	暴君の放縦 (tyranna licentia)
服従 (obedientia)	隷従 (servitus)
王政 (regnum)	暴政 (tyrannis)

※ ちなみに、ミルトン自身は『第一弁護論』で‘populus’ と ‘vulgus’ を厳密に区別して使用しているが、‘vulgus’ を「人民・民衆」等の意味で用いる作家も多くいる。引用 43 では、他の著者の言葉をミルトンが引用しているために、‘vulgus’ が一般国民の意味で使用されている。

②

法 (=「正しき理性」) にもとづく相互束縛の契約関係 (平等の関係)
 国王=国民のうちより為政者として選出された者。為政者の呼称の一つに過ぎない。



③

暴君の超法規的逸脱を無制限に許す
 主従関係 (上下の関係)

